

務	00	01	30年
(令和37年3月末まで保存)			
交 規 第 1 0 5 9 号			
令 和 7 年 3 月 2 8 日			

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
この度、青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例（令和7年3月青森県条例第35号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容については次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）が一部改正され、令和7年4月1日から保管場所標章が廃止されることから、所要の整備を行うため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 保管場所標章の交付に係る手数料の廃止

第1条第2項の保管場所標章の交付に係る手数料に関する規定が削除された。

(2) その他所要の整備

ア 題名の「等」の削除

本条例に定める手数料は、自動車保管場所証明に係る手数料のみとなることから、題名から「等」が削除された。

イ 用語の整備

第1条第2項が削除されたことに伴い、第1条中の「。以下「法」という。」が削除され、第2条中の「法」が「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に改められた。

3 附則の内容

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書に規定する通知を行わせようとする者に係るものに関し、条例の施行前になされた申請に係る手数料については、従前の例によることとされた。

担当 交通規制課規制第一係

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十五号

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例（昭和四十六年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県自動車保管場所証明手数料徴収条例

第一条第一項中「。以下「法」という。」を削り、同条第二項を削る。

第二条中「法」を「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第四条第一項ただし書に規定する通知を行わせようとする者に係るものに限る。）については、なお従前の例による。